

別表第 1 (第 2 条関係)

項目	対象											
中小企業者	業種	以下のいずれかを満たしていること。										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">資本金</th> <th style="width: 50%;">従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 481 1120 719">300,000,000円以下</td> <td data-bbox="1120 481 1457 719">300人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 719 1120 842">100,000,000円以下</td> <td data-bbox="1120 719 1457 842">100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 842 1120 965">50,000,000円以下</td> <td data-bbox="1120 842 1457 965">50人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 965 1120 1088">50,000,000円以下</td> <td data-bbox="1120 965 1457 1088">100人以下</td> </tr> </tbody> </table>	資本金	従業員数	300,000,000円以下	300人以下	100,000,000円以下	100人以下	50,000,000円以下	50人以下	50,000,000円以下	100人以下
	資本金	従業員数										
	300,000,000円以下	300人以下										
	100,000,000円以下	100人以下										
50,000,000円以下	50人以下											
50,000,000円以下	100人以下											
製造業その他の業種(卸売業、小売業及びサービス業を除く。)	300,000,000円以下	300人以下										
卸売業	100,000,000円以下	100人以下										
小売業	50,000,000円以下	50人以下										
サービス業	50,000,000円以下	100人以下										
中小企業団体等	<p>※業種の類型については、日本標準産業分類による。</p> <p>※次のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。</p> <p>(1) 発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人</p> <p>(2) 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人</p> <p>※大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。</p> <p>(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合</p> <p>(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第</p>											

	<p>185号)に基づき設立した協業組合、商工組合又は商工組合連合会</p> <p>(3) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立した商店街振興組合又は商店街振興組合連合会</p>
<p>その他中小企業等(会社法上の会社以外)</p>	<p>会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び有限会社)以外の法人であり、かつ、従業員が300人以下のもの</p>

備考 従業員とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する常時使用する従業員であって、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づくあらかじめ解雇の予告を必要とするものをいう。